

点検実施計画書

地下貯蔵タンク等点検実施計画書 (給油取扱所を除く施設用)

1 危険物の在庫管理に従事する者の職務

危険物施設管理者等は、「」に勤務する者で、危険物取扱者の資格を有する者の中から点検実施者を定め、点検が適正に実施されるよう努めることとする。

2 在庫管理の対象設備

当該施設の在庫管理の対象設備は、次のとおりとする。

(1) 地下貯蔵タンク

油 種 名	タンクの設置方法	タンクの種類	容 量
			KL
			KL

(2) 漏えい検査管

No 1 ~ No () 合計本数：()本

3 点検実施者への教育

危険物施設管理者等は、点検実施者に対して次の教育を行うものとする。

対 象 者	実 施 時 期	教 育 内 容
点検実施者 及び 在庫管理者	年1回以上	(1) 点検業務等に関する基本的事項について ア 点検実施計画書の意義・目的 イ 在庫管理に係る消防法令に関すること ウ 在庫管理の対象となる設備に関すること
	点検実施者の交代のあった場合は新たに点検業務を開始する時	(2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応について ア 異常の判断基準 イ 異常時の対応手順

4 点検方法

漏えい検査管による確認に加え、危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(1) 漏えい検査管の点検方法

ア 専用工具又はプライヤー等を用いて蓋を開ける。

イ 漏えい検査管内に3～5m程度の棒又は金属製巻尺を挿入し、棒又は金属

製巻尺に油分が付着していないか目視及び臭いで確認する。

(2) 在庫管理の方法

ア 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、(液面計・検尺棒)を用いて行う。

イ 在庫管理は、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)からの荷卸し前と荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量(流量計等で確認)から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度記録する。

ウ 漏えい検査管による確認は、週1回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表等に記録する。

5 異常の判断

(1) 漏えい検査管点検時の異常

点検棒等に油分の付着又は油臭が確認された場合は、異常と判断する。なお、異常が確認された漏えい検査管については、位置及び異常の内容を記録すること。

(2) 在庫管理の異常

週1回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合は異常と判断すること。(1パーセントを目安とし、それより大きな誤差が生じた場合)

6 異常時の対応

(1) 点検実施者は、異常が疑われた場合には速やかに危険物施設管理者等へ報告する。

(2) 危険物施設管理者等は、点検実施者から異常の疑いがある旨の報告を受けた場合は、異常を確認し、専門業者に検査依頼するとともに、消防本部へ報告する。

(3) 専門業者は、異常個所の特定を行い、危険物施設管理者等に報告する。

(4) 危険物施設管理者等は、適切な補修、取替え及び改修の工事を計画し、消防本部に申請して許可を受け、復旧工事を実施する。



